

吹田市立博物館

博物館 だより

NO.18

SUITA CITY MUSEUM



瑞花双鳳麒麟猿文鏡さんげい
(五反島遺跡)

10周年記念特別展

川の古代祭祀 —五反島遺跡を考える—

会期 平成14年4月27日(土)~6月9日(日)

昭和42年6月、吹田市南吹田5丁目の南吹田下水処理場の建設工事で、須恵器・土師器などが出土し、五反島遺跡と命名されました。遺物は地下5m付近から出土していること、獸骨などが含まれること、また和同開珎もあり、市内では初めての出土例でした。しかし発掘調査が行われることなく工事は完成し、以後も発掘の機会もなく、約20年が経過しました。その後、本遺跡が組上に載せられるのは、やはり下水処理場の建設（増設）工事が発端で、そのため昭和59・60年に試掘調査が、次いで昭和61年7月から8ヶ月余に及んで8,000m²の全面の発掘調査が行われ、河道や堤防跡などが検出されました。

検出された河道はおよそ東から西に流れるもので、古墳時代の河道が1条、平安時代初期から

中世に至る河道が4条、北東から本流に流入する平安時代河道が1条、さらに上層でも河道がありました。平安初期の堤防跡は延長60mにわたって検出され、これは堤体両面に法の支配をする「瀬割堤」で、合流地点に構築されるものです。その南側には高水敷（川原敷）が展開していました。

延暦年間は三国川と淀川本流が運河で結ばれて川の重要性が増す時期であり、この堤防は京に直結した重要河川の土木工事例として貴重です。

発掘調査の終了後、日本考古学協会の編集する『日本考古学年報39・1986年度版』に調査速報が掲載され、また「古代を考える会」は、『摂津・五反島遺跡の検討（1989）』を刊行し、考古学と古代史からみた五反島遺跡を評価しています。

一方、博物館では平成8年には『吹田市五反島遺



写真1
五反島遺跡検出
の堤防



写真2 鉄鎌・鉄鎌・刀子等の鉄製工具



写真3 黒漆塗り壺燈

跡発掘調査報告書—南吹田下水処理場増設に伴う発掘調査報告書—」の「自然科学編・写真図版編」を刊行しました。館の展示では、常設展示室に「神崎川の大遺跡」のコーナーを設置し、堤防の移築遺構を展示に活用し、3面マルチ映像による展示解説をしています。

さて五反島遺跡をどう評価すべきでしょうか。遺物の過半を占めるのは古墳時代土器で、土師器には煮沸の痕跡があり、川畔の集落から排出された生活資料なのです。また、朝鮮半島系の土器が多く、この地が東行する渡来人の重要な上陸地点がありました。6世紀以後にも集落は維持され、7世紀中葉には優秀な土器群が出土しました。しかし以後、飛躍的に遺物を増すのは平安時代初期で、土器類のほか、鉄鎌・鉄斧・刀子等の鉄製工具・武器（写真2）の出土があり、さらに黒漆塗り壺燈（写真3）は稀な出土資料といえます。また、イノシシ・ウシ・ニホンジカなどの獸骨や魚骨、さらに古墳～中世人の形質的特徴をもつ人骨の検出は、川流域という特殊な環境下であることを強調しています。

ところで、河道北畔に1枚の銅鏡（瑞花双鳳麒麟獣文鏡・表紙写真）がありました。これは唐鏡・唐式鏡の一型式で、奈良時代にはもたらされていた鏡式です。「延喜式」に恒例の祭祀や臨時祭などの規定があり、古代祭祀の用物が判明しますが、鏡ほか出土資料に一致するものがあり、竈も通常の集落資料ではないことから、川の古代祭祀遺跡の性格も併せ持つ遺跡であることが想定され

ました。本遺跡出土の祭祀資料については、鏡や鉄製工具・竈などは優品で、また雛形でなく実物であることに特徴があり、また、宮都や地方官衙でなく、大河川の合流点という自然景観を背景とすることが重要です。また、どのような祭祀が執り行われたかについては、地域、地理的景観、直径5寸の鏡などの祭祀資料、正面に鎮座する式内大社垂水神社などを考慮して、難波を舞台に鎌倉時代初期まで行われた「八十島祭」を推定できる資料もあります。しかし、八十島祭場説には異論も出され、五反島遺跡は問題を含んだ一級の祭祀遺跡であることは間違いません。

博物館では開館10周年記念特別展として、「川の古代祭祀—五反島遺跡を考える—」を開催し、五反島遺跡出土の代表的な出土資料や堤防模型を展示します。そのほか、宮都の祭祀に関連して、藤原京跡・平城京跡・長岡京跡・平安京跡などから銅鏡・銅鈴・人形・畜串・竈・木製形代などを、水走遺跡・河合遺跡（ともに大阪府）、神明原・元宮川遺跡（静岡県）などから土馬・墨書き面土器など水辺の祭祀資料を、海を背景とした祭祀遺跡として著名な寺家遺跡（石川県）・大飛島遺跡（岡山県）からも銅鏡・奈良三彩などの重要資料を収集し出陳します。なお特別展に合わせて、5月19日（日）にはシンポジウム「古代祭祀を語る」を開催し、考古学・古代史・歴史地理学の分野から専門家を招き、講演と討論を行い、五反島遺跡のもつ問題点を浮かび上がらせます。

難波宮造営瓦・その後

大阪市中央区にある難波宮では、聖武朝の神亀3年（726年）に宮殿を瓦葺きにする工事が開始され、大阪では初めての瓦葺宮殿が誕生しました。吹田市岸部北5丁目にある七尾瓦窯跡は、この後期難波宮の瓦を焼いた大瓦窯跡であることが、昭和54年に市教育委員会の発掘調査で判明し、史跡公園として整備されるとともに、市立博物館の第2展示室に3号瓦窯が復元され、窯の様子を知ることができます。



写真1 上から七尾瓦窯（6664B・b）・難波宮（6664A・a）
芥川廃寺（6664A・b）・金寺山廃寺（6664B・a）

平成13年度の特別陳列として、博物館周辺の窯業史を見直すこととなり、七尾瓦窯に関する資料として、難波宮・芥川廃寺（高槻市）・金寺山廃寺（豊中市）出土の瓦が集められました。ここで検討する瓦は難波宮6664型式と呼ばれる均整唐草紋軒平瓦で、その紋様は瓦当中心に「人の鼻」の形に似た中心飾りがあり、そこから左右対称に2回転半の唐草紋が展開しています。外区は珠紋（粒々）が並んでいます。

軒瓦の瓦当紋様は木の范型で決定します。難波宮式6664型唐草紋軒平瓦にはA・Bと呼ばれているふたつの范型があり、よく似ていますが、もっとも違う点は上下区に分かれた外区珠紋の数がBでは上下各19個ですが、Aは15個しかなく、Bに比べてAはまばらで、ここに注目すると小破片でも区別できます。難波宮ではA・B双方が出土しますが、生産地である七尾瓦窯ではほとんどはBで、Aは2点の小片が出土しているのみで微量です。七尾ではBが日常的に生産されており、一方、Aの生産地はほかにあり、何らかの事情でごく短期間だけ、七尾にAの范型を持つ瓦工が派遣されてきたことがわかります。難波宮ではこのほかにも七尾にない圧倒的多数の重圈紋・重画紋系軒瓦が葺かれており、未知の大規模な造瓦工房が宮の周辺にあることは確実です。

さて、ここで注目したいのは、芥川・金寺山廃寺出土瓦です。芥川廃寺瓦の珠紋はずいぶんまばらでA型。一方、金寺山廃寺出土の瓦はB型といえます。ただ、この両者が難波宮・七尾出土瓦と異なる点は、瓦当の顎が段顎ではなく、新しい手法である曲線顎になっていることです。つまり芥川・金寺山廃寺出土瓦は同范瓦といえども、七尾やはかの難波宮造営瓦窯で焼かれたものではなく、宮造営後（七尾瓦窯の停止後）に各寺の造瓦所で焼かれた瓦とみられます。おそらく宮の造営時に

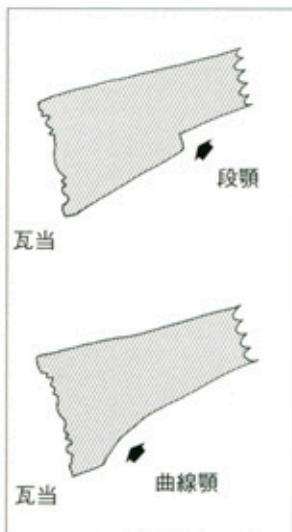


図1 軒平瓦の名称

大量に瓦を生産するため、嶋上郡や豊嶋郡の造瓦所から瓦工が集められ、造営が終わると、任を解かれた瓦工は元の工房へ范型を持ち帰ったのです。このような実態は、大阪を舞台にした最初の瓦葺宮殿の造営がどれほど大変だったかを示しています。

そして、今回の展示で新事実が判明しました。難波宮6664-A型瓦にはもうひとつの特徴があります。それは瓦当の外縁の両側縁を縦に削り取って仕上げる手法が使われ、これをa手法とすると、范型と手法には、(A・a)という組み合わせができます。しかし七尾で生産されたB型式にはこの手法はなく、これをb手法とすると(B・b)となり、さらに七尾で出土した少量のA型瓦にa手法が使われているので(A・a)といえ、宮造営時の難波宮・七尾の瓦には(A・a)と(B・b)という范型と手法の組み合わせは完全に一致しています。



写真2 上左／七尾瓦窯 (6664A・a) 上右／難波宮 (6664A・a)
下左／金寺山廃寺 (6664B・a) 下右／芥川廃寺 (6664A・b)

ところが、A型である芥川廃寺瓦はb手法でできており、他方、B型である金寺山廃寺瓦はa手法であり、組み合わせは(A・b)と(B・a)へ変化しています。つまり、宮の造営時に一致していた范型と手法の関係が、造営後には逆転しているのです。

范型は道具であり、手法は人間(瓦工)がもつ技術であり、道具と技術が常に一致するのは生産体制が安定しており、反対にその崩壊は生産体制の崩壊を意味します。その観点からみると、大阪で最初の瓦葺き宮殿の造営は、大阪の瓦工組織が各郡から一堂に集められるという激震に見舞われ、造宮官の管轄のもとに一貫体制がとられたわけですが、宮の造営が終止すると一気に組織は解体され、瓦工たちは元の工房へ戻ったのです。そのとき、豊嶋・嶋上郡の瓦工たちには今までとは反対の范型が渡ったようです。古代の寺の造瓦組織は本来自前の寺の造作・修繕に機能するので、造宮瓦窯に比べて保守的な体質にありますが、宮の造営という寺や郡を越えた激動のなかに、道具や工人の横の動きが一気に展開したのです。

正倉院文書では、天平勝宝年間に東大寺の瓦を、^{セイタツイエン}拱津職を介して四天王寺や梶原寺(高槻市)に発注した記録があります。七尾瓦窯の操業の約30年後のことです。官を介して異国の寺と造瓦所をコントロールできたのも東大寺という強大な権力の賜物ですが、同時に大阪で既に神亀～天平時代から構築されていた瓦造りの人と道具のネットワークの賜物でもあります。古代は思ったより進んでいますね。

※なお、本文掲載資料については、以下の機関が所蔵・保管しています。

七尾瓦窯跡出土6664型式軒平瓦 吹田市立博物館
難波宮跡出土6664型式軒平瓦 (財)大阪市文化財協会
芥川廃寺出土6664型式軒平瓦 高槻市教育委員会
金寺山廃寺出土6664型式軒平瓦 豊中市教育委員会

寺院境内図探訪—常光円満寺境内図—

下に掲げた図（写真1）は、市内元町の常光円満寺（高野山真言宗）に伝來した寺院境内図で、寛文12年（1672）に当寺薬師院の僧教範によつて作られたものです。今回は、この常光円満寺境内図から、何が読み取れるのかを探つてみたいと思います。



写真1 常光円満寺境内図

常光円満寺境内図は、寺院の境内を描いて注記を記した境内図の部分と、下段の文書の部分になります。まず境内図の部分をみてみると、境内は東西に長い矩形の土地で、その周囲は、北は田地、西は田畠、南と東は道に接し、南側では道をはさんで民家が、東側では臨済宗の禪福寺（廢寺）があったことがわかります。境内の北西方向には、寺の墓地があり、飛地となつて島のように描かれています。また、境内の北側と東側の半ば位までは堀が廻らされており、境内の境界をなしています。そして図の各所には境内全体の丈量と、細区分した土地の丈量が記されています。

境内は、寺の堂宇がたつ伽藍の地と、その東・西・北をかこむように民家と田畠が所在している地とに大きくわけられます。伽藍の地には、南側

中央に瓦葺の山門があり、参道を北にすすむと観音堂があります。観音堂は、瓦葺の五間四方の建物で、寺の本尊聖観音菩薩像を祀る本堂です。観音堂の東方には、周囲を池に囲まれた浮島があり、その中央に弁才天を祀る弁天堂があります。また、観音堂の東北方には、寺の鎮守である氣比大明神を祀る社があり、さらに観音堂北西方には檼の木が描かれ、權現社の跡地が示されます。東北隅には藁葺の建物があり、「薬師院三人」と注記があることから、教範はじめ三人の僧侶が住んでいた子院とみられます。

民家が所在する地は、中央の伽藍の地の北・東・西を囲み、かなり広い面積を占めています。ここに描かれた民家には、それぞれ戸主の名前と居住者の人数、家の大きさが記されています。そして土地の面積と石高が何箇所か記されていますが、柿色にぬられた土地では「無役地」と書かれ、黄色の土地ではそれがあつません。無役地とは、年貢や諸役の賦課を免除された地のことです。境内のなかでも伽藍の地やそれに接する地は無役地ですが、境内の西側と東南側の地では年貢・課役が賦課されていたことがわかります。

境内図の下に記された文書は、「摂津国嶋下郡吹田村西之庄之内浜堂村常光円満寺境内并寺附田地之覚」と題され、当寺の境内の丈量・面積・石高、無役地と年貢地の内訳と色分けの区分などが記されており、境内図に対応するようになっています。また、境内図では描かれていませんが、当寺が所有する土地14か所の所在地の字名・面積・石高が記されています。そして文書の末尾には、この境内図は、常光円満寺坊中の薬師院住持教範と庄屋・年寄ら9人が立ち会いで確認したものであると記し、庄屋・年寄8人と薬師院教範の連名で、大阪奉行所あてになっています。こうした記載から、この文書は常光円満寺の所有する土地に関する



写真2 常光円満寺境内図

る目録であり、境内図とあわせて寺の所有する土地の面積や、無役地と年貢地の内訳、各年貢地の年貢高を克明に記したものといえます。それではなぜ教範はこの目録つきの境内図を作成したのでしょうか。

常光円満寺は、室町時代には常光寺といい、足利將軍家や幕府引付頭人細川業氏^{なりつうじ}、在地の土豪吹田氏など武家の帰依をうけ、寺内には、薬師院・東院・西南院・南坊など13の子院・子坊をもつ吹田随一の古刹^{こくじや}であったと伝えられます。しかし、応仁年間に兵火により堂宇は全焼、文祿3年(1594)の太閤検地の頃には2院5坊がその名を残し、そのうちの薬師院が名跡を継承し、正保3年(1646)、祐如によって中興されたと考えられています。

教範は、中興開山の祐如より三代目にあたり、『大阪府全史卷之三』では、同書が刊行された大正11年当時の堂宇は、寛文12年(1672)教範によって建立されたものであると記しています。これを裏付ける資料はまだ確認されていませんが、教範により境内図が作られてから10年後の天和2年(1682)、第四代住持の光清は、教範の代には着工できずにいた梵鐘^{ぼんしょう}を鋳造し、その銘文のなかに、師教範は中興開山以来取り組んでいた堂宇の造営を継承し、再興を志し励んできたと常に語っていた旨を刻みこんでいます。おそらく、この境内図が作成された寛文12年、教範は伽藍復興事

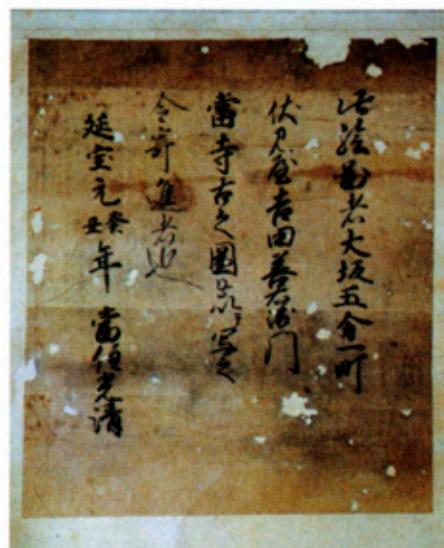


写真3 裏面書付部分

業の一応の完了に伴い、寺の境内と所有する土地の測量を庄屋・年寄立ち会いのもと行い、寺の境内の現況や所有地の面積・石高を明確にし、これら寺の規模や経営基盤となる土地についての詳細を大坂町奉行に届けようとしたものと推測されます。

ところで、当寺にはもう一つ古様な趣をもつ境内図(写真2)が残されています。これは延宝元年(1673)の住持光清の書付が裏面に貼付されており(写真3)、伏見屋吉田善右衛門という人物が当寺の古い図を写し寄進したものと記されています。おそらく前年に伽藍復興事業が一区切りついたことで教範は隠居し、弟子光清がその後を継いで住持となり、古い境内図が破損したため吉田善右衛門に作り直してもらったのだと推測されます。光清はこの境内図を伽藍整備の範とすると同時に、当寺の盛時の寺觀を後世に伝えようとしたのではないかと思われます。光清は住持となってから、梵鐘鋳造と鐘樓堂の造営、また熊野三所権現の鎮守社や教範の隠居庵の建立など、当寺の一層の整備につとめています。教範と光清二代の住持の頃に、中興以来歴代住持の宿願であった伽藍復興の大要が成し遂げられたといっていいでしょう。常光円満寺境内図は、この古い境内図の写しとあわせて、二人の師弟僧の伽藍復興にかけた熱意とその成果を今に伝えてくれているのではないでしょうか。

